

8木監査第16号
令和8年7月30日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村代表監査委員 勝山 卓

令和7年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和7年度木島平村一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和8年7月30日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村監査委員 勝山 卓
木島平村監査委員 湯本 直木

令和7年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和7年度木島平村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書(水道事業会計、下水道事業会計を除く)及び地方自治法施行令第166条の書類外関係帳票類、証拠書類等について、その内容を慎重に審査した結果次のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度木島平村一般会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村情報通信特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村介護保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村小水力発電特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村観光施設特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和7年度木島平村各種基金の運用等

令和7年度木島平村各種補助金等の補助金交付事務関係書類

2 審査の期間

令和8年7月24日から令和8年7月30日までのうち5日間

3 審査の手続

この審査にあたり、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

また、「地方公共団体財政健全化法」による村財政の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標に注目した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているので適正のものと認められる。

事業実績及び主要施策の成果の報告については、それぞれ適正であると認められる。

第3 総括

(1) 収納対策について

①村税・国民健康保険税の収納率及び収入未済額は次のとおりである。

	7年度末	6年度末	比較
村税収納率	93.3%	90.8%	+2.5ポイント
村税収入未済額	28,740千円	30,049千円	△1,309千円(△4.4%)
国民健康保険税収納率	95.5%	95.3%	+0.2ポイント
〃 収入未済額	4,273千円	4,663千円	△390千円(△8.4%)

②村税・国民健康保険税の不納欠損は次のとおりである。

	7年度末	6年度末	比較
村税	2,898千円	11,793千円	△8,895千円(24.6%)
国民健康保険税	270千円	282千円	△12千円(95.7%)

本年度の不納欠損額は、現年度分と過年度分合せて村税が 2,898 千円、国民健康保険税は 270 千円となっている。その要因を再度検証し、今後も公平性・平等性の観点と財源確保のため、引き続き回収に努力されたい。

なお、不納欠損処理は最終手段であり、不納欠損処理につながらないよう滞納が発生した際は、初期の段階で早期回収に努められたい。

(2) 新地方公会計制度（日々仕分方式）については、財務運営向上の観点から効果・課題等について十分な研究を行い、制度への知見を深められたい。

(3) 特産品開発推進奨励補助金については、地域資源を使用した加工品等で特産品として開発する事業を補助対象としているが、令和 7 年度の実績において、特産品開発とは判断しにくい事例が見受けられた。この原因には、補助対象となる事業の要件が不明瞭で、解釈が曖昧になってしまうことが考えられる。現状のままでは、今後申請があった際に、判断にばらつきが生じ、公平性や制度の趣旨が損なわれる可能性が懸念される。本補助金の目的に沿った適切な運用となるよう、補助対象となる要件等を改めて精査し、規定の明確化をされたい。

(4) 小水力発電特別会計の売電収入について、設備への木片等の詰まりにより発電量が激減し、年間の売電収入が前年比約 144 万円の減少となった。業務の委託契約書には「日常点検業務」の具体的な内容の記載がない。また、事故発生時の報告書等も作成されておらず、事後の対応状況が確認できない等、契約書の不備が見受けられるため、日常点検業務等を明確に規定されたい。売電収入は村の貴重な財源であり、適切な施設管理が不可欠である。日々の発電量を確認し、異常が認められた際には即座に対応されたい。

第 4 財政の構造

村債については令和 7 年度の発行額が 460,500 千円、元利償還金残高は定期償還に加え繰上償還等を実施し前年度末の 101.2%となる 2,772,799 千円となった。基金については、627,973 千円の取り崩しを行ったが基金積立も実施し、基金残高は前年度末より 52,321 千円増の 101.8%で 3,003,157 千円となり、基金残高が村債残高より上回った。

実質公債費比率が 8.4%で前年度対比 2.6 ポイント改善された。実質公債費比率は令和 3 年度をピークに減少に転じ、今後も緩やかに下降していくものと予想されている。

しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後も総合的な判断のもと、実質公債費比率が 18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法によるその他 3 指標についても、引き続き数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。